

日弁連総第98号
2013年（平成25年）12月24日

徳島刑務所長 辻 本 隆 一 殿

日本弁護士連合会
会長 山 岸 憲 司

勸告書

当連合会は、X氏申立てに係る人権救済申立事件（2009年度第4号、2009年度第12号及び2009年度第14号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

1 2009年2月23日、申立人とY氏との面会を不許可としたことは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）111条2項に反する違法な措置であり、申立人の人権を侵害するものと認められる。

よって、当連合会は、貴刑務所に対し、法111条1項各号に掲げる者以外の者から受刑者との面会の申出があった場合において、例えば、その者と受刑者との間で知人関係があるときには、原則として交友関係の維持のため面会することを必要とする事情があると認めること、そして、当該面会を許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善及び更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合を除き、当該面会を許可することを勸告する。

2 2008年12月2日、申立人がZ氏宛て信書の発信を願出した際、申立人に対し、前記Z氏は信書の発受を禁止される人物に該当する可能性が高いなどと説明し、当該願出を撤回させたことは、事実上、申立人の信書発受の自由を制約する違法なものである。

よって、当連合会は、貴刑務所に対し、受刑者の親族以外の者との信書の発受については、当該信書発受を許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善及び更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合を除き、当該発受を事実上断念させるような指導・助言等をしてはならない旨勸告する。

3 2009年2月2日、申立人の前記Z氏宛て信書の発信の願出を不許可としたこと、同年1月7日、申立人に来信のあった年賀状、同年2月19日、申立人に来信のあった手紙をいずれも出所時交付としたことは、法128条に違反する違法な措置であり、申立人の人権を侵害するものと認められる。

よって、当連合会は、貴刑務所に対し、受刑者の親族以外の者との信書の発受については、当該信書発受を許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善及び更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合を除き、当該発受を禁止してはならない旨勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

徳島刑務所における外部交通等に関する
人権救済申立事件
調査報告書

2013年（平成25年）12月19日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 徳島刑務所における外部交通等に関する人権救済申立事件（その1）（2009年度第4号）

受付日 2009年4月17日

事件名 徳島刑務所における外部交通等に関する人権救済申立事件（その2）（2009年度第12号）

受付日 2009年1月22日

事件名 徳島刑務所における外部交通等に関する人権救済申立事件（その3）（2009年度第14号）

受付日 2009年2月16日

申立人 X

相手方 徳島刑務所長

第1 結論

徳島刑務所長に対し、別紙勧告書記載のとおり、勧告することが相当である。

第2 申立ての概要

1 申立人

申立人（昭和23年7月18日生）は、徳島刑務所に服役中の受刑者であったが、平成22年5月7日、満期出所している。

2 面会

平成20年12月1日、監内放送により、友人、知人との面会及び信書の発受については5名までとし、同月5日までにその5名につき記載して提出するようにと収容者に告知された。

その後、申立人の友人であるY氏（以下「Y」という。）から、申立人との面会の申入れが2回あったが、いずれも身分帳に記載がないとの理由で不許可とされた。

そこで申立人は、平成21年3月9日、Yとの面会願いと題した書面を提出したが、同月12日、不許可処分となった。

3 信書の発受

平成20年12月2日、申立人が、Z氏（以下「Z」という。）への信書の発信を願い出た。

しかし、刑務所が、Zは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）128条本文により信書の発受を禁止される人物にあたる可能性が高く、かつ128条但書の要件に該当するものではないと指導のうえ、信

書を申立人に返戻した。

同月15日、申立人は、高松矯正管区長に対し、本件指導の取消し及び禁止処分の執行停止を求める審査を申請したが、この申請は、存在しない措置についてなされた不適法なものであることを理由に却下された。

そこで、平成21年2月2日、申立人は再度Z宛ての信書の発信を願い出たところ、徳島刑務所は、同月4日、Zへの信書の発信を禁止した。

また、同年1月7日、年賀状の来信が禁止され、同年2月19日にも来信が禁止された。

4 主食区分

申立人（身長180センチメートル）は、平成12年3月9日に徳島刑務所に入所する前は、約82キログラムの体重であったが、徳島刑務所で「C食」に処遇されたため、体重が約66キログラムまで激減していき、栄養失調状態になった。その後、「A食」に変更されたため、約74キログラムまで増えたが、さらに、「特A食」、「特B食」、「特C食」と変更されたため、平成21年3月26日には63.1キログラムになった。

これは奴隷的拘束であって人権侵害は明らかだ。主食区分を「特A食」にしてほしい。

5 指導票

処遇上、「指導票」なるものが用いられている。これは、実質的な「簡易懲罰決定書」であり、法令に違反するものであって、公序良俗に反する。

指導票では、個々の受刑者がAからEなどと段階的に評価されており、この評価は優遇措置に反映する。例えば、指導票でDと評価され、これが1か月に2回続くと、3類が4類に下げられる。

申立人は、房の中で眼鏡を紛失したと思い、それを舎房の担当者に告げたものの、後に眼鏡が見つかったため、その担当者にその旨説明し、謝罪した。これについて、「虚偽の申告により職員を困惑させた」などとして、指導票でEと評価された。

第3 調査の経過（予備審査段階も含めた経過）

2009年	1月22日	申立（その2）受付
	2月16日	申立（その3）受付
	4月17日	申立（その1）受付
	5月14日	申立（その3）につき予備審査開始決定
	7月23日	申立（その1及びその2）につき予備審査開始決定

9月24日 徳島刑務所長に対し文書照会
 10月 8日 同所長より回答受領
 12月22日 徳島刑務所長（2回目）及び申立人に対し文書照会
 2010年 1月 5日 同所長及び申立人より各回答受領
 5月 7日 徳島刑務所長（3回目）に対し文書照会
 5月21日 同所長より回答受領
 9月13日 本調査開始
 12月 7日 徳島刑務所長（4回目）及び申立人（2回目）に対し
 文書照会
 12月27日 同所長及び申立人より各回答受領
 2011年 3月22日 申立人と面談（大阪弁護士会にて）
 6月30日 徳島刑務所長（5回目）に対し文書照会
 7月25日 同所長より回答受領
 2013年 7月 1日 徳島刑務所長（6回目）に対し文書照会
 7月22日 同所長より回答受領

第4 徳島刑務所からの回答内容

1 面会，信書の発受について

(1) 友人，知人との面会及び信書の発受の許可について，5名までとするとの取扱いは行っていないが，受刑者の外部交通を適正かつ円滑に実施するため，刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）66条，67条に基づき，外部交通に関する事前申告書の提出を行わせている。

事前申告書により申告できる人数は，親族を除き，原則として5名以内とするよう指導を行っている。

(2) 事前申告書に面会及び信書発受の相手方となる者について，氏名，住所，その他の事項等を記載させているが，事前申告書による申告がないことのみをもって，面会及び信書の発受を許可しないとの取扱いはしていない。

(3) 平成20年12月1日，外部交通申告書に関する所内告知放送を行い，事前申告書で申告できる人数は，親族を除き，原則として5名以内とすること，申告書の提出期限を同月5日までとすることを告知した。

(4) 平成21年2月5日及び同月23日，Yなる者が来所し，申立人に対する面会申請をした。

同月5日については，既に他の面会者が申立人との面会を実施しており，1日の規定の回数を超過していたため，その旨をYに説明したところ，Y自らが

面会申請を取り下げた。

なお、法114条に基づき、当所収容受刑者の面会の回数を「1日に1回」と制限している。

同月23日については、申立人とYとの関係が不明確であり、申立人からYとの関係に対する疎明がなされておらず、Yからも申立人との関係を示すような説明がなかった。

申立人とYとの関係については、「当所に存在する資料で、申立人とYとの関係がわかるもの」から調査を行った。

その結果、法111条1項及び2項における面会の相手方としての許可要件となる判断ができず、申立人との関係が判然としない面会の相手方との面会を許可した場合、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は申立人の矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがないとまで言えなかったことから、申立人との面会を不許可とした。

(5) 平成21年3月9日、申立人からYとの「面会願」が提出されたが、同月12日、願意を取り計らわない旨の告知を行った。

その理由は、上記(4)のYとの面会を不許可とした理由と同じであり、申立人とYとの面会を実施したことはない。

申立人とYとの信書のやり取りについては、別紙信書発受状況表1のとおり。

(6) 平成20年12月2日付けで、申立人からZ宛て発信の願出があったが、同日、申立人に対し、法128条の規定により、Zは信書の発受を禁止される人物に該当する可能性が高いこと、本件信書の内容は、同条但書で定められている重要用務処理のための用件に該当するものではない旨説明し、同信書を返戻した。その際、申立人から特段の苦情等はなされておらず、その後、申立人からZ宛ての発信の願出もなされていない。なお、「重要用務処理のための用件に該当するものではない」と判断した理由は、申立人の発信内容において、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上における記載がなかったためである。

同月15日、申立人は、高松矯正管区長に対し、この措置について、取消し及び禁止処分の執行停止を求める審査の申請をしたが、これに対し、申立人が前記信書を発することにつき、法128条ないし130条の規定に基づく制限をした事実は認められないとして、存在しない措置についてなされた不適法なものであるから、本件審査の申請を却下するとの裁決がなされた。

申立人とZとの面会は、平成19年4月2日及び同年9月13日に実施している。

申立人とZとの信書のやり取りについては、別紙信書発受状況表2のとおり。

平成21年2月2日に申立人からZへの発信の願出があり、その際、申立人とZが共犯関係にあり、同じ暴力団組織に加入していたことが判明したため、申立人のZ宛ての発信を禁止とした。

- (7) 平成21年1月7日、申立人に来信のあった年賀状を、さらに、同年2月19日、申立人にあった来信（発信者名「U」）をいずれも出所時交付とした（いずれも差出人はZではない。）。

1月7日の年賀状については、来信のあった時点において刑事施設に収容されている者であることなどの理由から、犯罪性のある者同士での関係維持のための外部交通を行わせることにより、申立人の矯正処遇の実施に支障を生じるおそれがあり、当該外部交通が、改善更生及び円滑な社会復帰に資するものと認められなかったためである。また、差出人からの来信の内容も、法128条但書に該当しなかったために出所時交付としたものである。

2月19日の来信について、封筒に記載された氏名（「U」）と信書末尾に記載された名前（「V」）が同一でなかったことに加え、信書の内容は、前記の年賀状の差出人のことを大半に亘って記載しており、刑事施設に収容されている者と申立人との間での外部交通を仲介しているような内容であった。以上から、前記の年賀状の差出人とのことを仲介する内容の発信を行った者についても、申立人の矯正処遇の実施に支障を生ずるおそれがあり、当該外部交通が改善更生及び円滑な社会復帰に資するものと認められなかったためである。また、差出人からの来信の内容も、法128条但書に該当しなかったためである。

平成21年2月19日U氏（以下「U」という。）からの申立人宛て信書の交付を不許可としたが、この時点では、UとV氏（以下「V」という。）が同一人物であるとの認識はなかった。

申立人とVとの面会は、平成19年6月1日に実施している。

申立人とUないしVとの信書のやり取りについては、別紙信書発受状況表3及び4のとおり。

- (8) 平成21年2月2日、申立人からZ宛て発信の願出があったが、同月5日、これを不許可とすることとし、その旨申立人に告知した。

その理由は、申立人とZが、申立人の本刑（窃盗、火炎瓶の使用等の処罰に関する法律違反、現住建造物等放火未遂、傷害、火薬類取締法違反及び爆発物取締処罰違反事件）に係る共犯関係にあり、かつ、本刑時に同じ暴力団組織に加入していた事情があることから、この者と申立人の関係を維持させることは、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれがあり、当該外部交通が、

改善更生及び円滑な社会復帰に資するものとして認められなかったためである。

なお、前記発信の願出があった時点で、Zは、いずれかの刑事施設に収容されてはいなかった。

2 主食区分について

- (1) 成年の男性受刑者に給与する主食について、A食（給与熱量1600キロカロリー）、B食（1300キロカロリー）、C食（1200キロカロリー）のほか、特A食（1800キロカロリー）、特B食（1500キロカロリー）、特C食（1400キロカロリー）という区分が存在する。

特AないしC食となる要件は、平成18年3月30日付け矯医第2085号矯正局長通達「被収容者に対する通常と異なる食事及び湯茶以外の飲料の支給について（通達）」では、矯正施設の長は、健康の保持上特に必要があると認める場合、治療を施している場合、祝日等の場合、特別な行事を行う場合、処遇上適当と認められる場合については、通常と異なる内容及び熱量の食事並びに湯茶以外の飲料を支給することができるとしている。

当所においては、特食給与の対象となる場合を、健康の保持上特に必要があると認める場合の1事項として規定された体位が著しく異なる者（身長180センチメートル以上の者）に給与している。

- (2) 食事変更の手続については、平成7年3月17日付け矯医訓第662号大臣訓令「矯正施設被収容者食料給与事務規程」、同日付け矯医第663号大臣官房会計課長・矯正局依命通達「矯正施設被収容者食料給与事務規程の運用について（依命通達）」に基づいて実施している。

医師の診療の結果により、医療上の必要性があると認める場合には、主食の区分を変更する際に医師の意見を聴取して実施する。

- (3) 申立人が入所してから平成21年6月22日までの体重測定の結果及び主食区分の状況は、「当所収容受刑者Xの体重測定結果及び主食区分について」（平成21年6月22日付け）のとおりである。

その後の体重測定の結果は、以下のとおりである。また、主食区分については、平成21年2月11日以降、出所するまでの間、特C食であった。

平成21年 7月23日 62.3キログラム

平成22年 1月 8日 62.2キログラム

同年 4月30日 62.7キログラム

- (4) 平成21年5月21日以降の懲罰執行状況は、以下のとおりである。

平成21年 5月21日 戒告

同年 7月24日 閉居7日
同年 8月26日 閉居15日
平成22年 3月10日 戒告
同年 4月30日 閉居6日

(5) 日本肥満学会のBMI (Body Mass Index) によると、体重 (キログラム) ÷身長 (メートル) の2乗の計算式で導き出せる「22」が標準体重 (「25」以上は肥満, 「17」以下は痩せ) とされているところ, この式に申立人の体重, 身長 (1.8メートル) を当てはめると「19.22」となり, 正常域である。

その他, 栄養失調や何らかの疾患を疑わせる所見は認められない。

(6) 申立人の体重が減少傾向にあることについて, 医療上の措置で申立人の体重を減量させたわけではない。

申立人に対する食事の給与は, 関係法令に基づき適切に行われている。

申立人については, 体位の著しく異なる者 (身長が180センチメートル以上) として, 他の受刑者に比べて給与熱量が多い。

さらに, 申立人は同じ年齢の受刑者と比べても精力的に運動を行うなど生活上はもとより, 健康状態において不良な点は認められない。

(7) 平成20年12月15日の夕食から減塩食に変更しており, 同日, 申立人に対する診療を実施した結果, 高血圧症の所見がなされたため, 申立人の同意に基づき減塩食の給与及び投薬 (降圧薬: アダラート) による治療を行ったものである。

なお, 減塩食は, 塩分量を調整した食事にとどまっており, 給与熱量を減量したものではない。

平成21年3月16日, 申立人に対する診療を実施した結果, 申立人は減塩食の給与を頑なに拒否するなどして, 医師の説明をまったく聞き入れない状況であったことから, 減塩食の給与を中止し, 通常食を給与することとしたが, 降圧薬については, 高血圧症に起因する別の病状を発症するおそれもあることから, 引き続き投薬治療を行っている。

(8) 申立人が食事の摂食を拒否したことは記録上認められない (なお, 当所において, 被収容者が食事の摂食を拒否した場合には, 不喫食者書留簿に記載しているが, 同文書の保存期間は3年であり, 保存期間満了後は廃棄している。保存期間が満了していないものは平成22年以降であり, 同年次における食事の摂食を申立人が拒否したことは, 記録上認められない。)

診療録において, 平成18年1月16日の診察時に, 申立人が「ごはんが食

べられない。」等という申し出をしているが、その摂食に関する内容は不明である。

3 指導票について

- (1) 処遇部門の職員が「指導票」と称しているものはあり、正確には「生活指導票」である。
- (2) これは、平成19年5月30日法務省矯成第3347号「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）」が定める「生活評価カード」のことではない。
- (3) 法89条において、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じて優遇措置を講ずるものとされているところ、生活指導票は、受刑者の受刑態度の評価を行うための判定資料として用いているものである。

受刑者の優遇区分の指定に係る具体的な評価事項については、平成18年5月23日付け矯成訓第3323号法務大臣訓令「受刑者の優遇措置に関する訓令」及び平成19年5月30日付け矯成第3347号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）」により運用がなされている。

- (4) 優遇処置の評価については、第3347号通達2（1）イ記載のとおり、最初の評価は、実際に受刑者の処遇をする担当職員が行うこととされているところ、受刑者に対する生活指導は多岐にわたっており、法に規定された優遇措置の評価に際し、生活評価に資する受刑者の行動の明確にし、かつ、生活評価を厳正に実施するため、生活指導を有効に活用する必要がある。

そこで、優遇措置の判定資料として、当所では「生活指導票」を設け、受刑者に対し、その都度、評価の対象となる指導行為の内容を啓発して、優遇措置の生活評価に反映させることとしている。

第5 申立人との面談結果

1 徳島刑務所での収容

申立人が刑務所に服役するのは、今回で2回目（初回は大阪刑務所）で、徳島刑務所には、平成12年3月9日から収容されていて、平成22年5月7日に満期出所した。

罪名は、窃盗、火炎瓶の使用等の処罰に関する法律違反、現住建造物等放火未遂、傷害、火薬類取締法違反及び爆発物取締法違反である。

2 Yとの面会

刑務所からは、面会と信書発受の相手方を5人にせよということだったが、この5人の中には、Yを入れていなかった。

Yは、昭和50年来の友人で、彼が経営していたスナックに飲みに行ったのがきっかけで知り合い、京都市内に居住している。私の事件とはまったく関係はない。面会を許されている5名と比べて、Yが問題があるとは思えない。

Yとの面会が許可されなかったことは、その時点では私には知らされなかった。しばらくしてからYから手紙が来て、私と面会できなかったことを知った。それで刑務所に説明を求めたところ、「身分帳に記載していないから」との回答があった。

Yからの手紙はずっと入っていた。

出所するにあたり、Yと出所後の相談をする必要があった。実際のところ、今、Yとはあまり交流がない。

3 Zとの信書の発受

徳島刑務所に収容されてからも、以前はZとの信書発受も面会も認められていた。それが急にだめになった。

今回、発信できなかった信書の内容は覚えていない。出所後の事業、宗教法人の設立かなにかについてだったと思う。

Zが傷害事件の共犯者であったこと、以前は同じ暴力団組織にいたことはそのとおり間違いはない。

Zは、今、京都に住んでおり、私と付き合いがある。

6 出所時交付となった年賀状

差出人は、Wという者で、彼は、当時大阪刑務所で服役していた。私の事件との共犯関係はない。

刑務所にいる者どうしでは通信はできない。よって、Wからの年賀状について、私への処遇がほかの人に比べて、ことさら厳しかったというわけじゃない。

7 出所時交付となった手紙

差出人は、「U」と記載されているが、これは通称で、Vである。私の傷害事件の共犯者で、実刑判決を受けた。同じ組織の舎弟になる。手紙の内容は、Wのことが書かれている。

出所時交付となったが、その理由は聞かされていない。以前は、Vとの面会も手紙も許可されていた。

これまでは、刑務所に入所している人（今回は「W」）の話を、他人（今回は「V」）が伝えることについて、特段、問題とはされなかった。

8 主食区分

現在、身長180センチで、体重は78キログラム。

徳島刑務所への入所前は82.3キログラムくらいだった。

出所したその日、何も食べずに、徳島の斉藤病院に行った。そこで体重を量ったら58キログラムだった。

食事を増やしてほしいと常々言っていた。ものすごくおなかが減る。食べてもおなかが膨れない。飢餓感がある。私の体が大きいからだろうが、あの食事では無理だ。

9 指導票

些細なことで「指導票じゃ」などと言われる。

懲罰の中で、「戒告」があるが、戒告を受けると、優遇措置の中では1点の減点となる。それと同じような効果がある。懲罰はそれなりの手続がある。指導票はそのような手続がないまま行われる。

懲罰を受けていたので、ずっと5類だった。4類になったことはある。

第6 判断

1 面会について

(1) 刑事施設における受刑者の面会について、法111条1項は、「受刑者の親族」、「婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者」及び「受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者」から面会の申出があったときは、原則として面会を許可するものとされており、さらに、同条2項では、これら以外の者から面会の申出があった場合において「その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる」とされている。

また、受刑者の面会の回数について、法114条では、「刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる」と規定されている。

(2) 本件では、申立人が述べるとおり、平成21年2月5日及び同月23日、Yが来所し、申立人との面会を申し出たものの、いずれも申立人と面会は実現し

なかったことが認められる。

- (3) この点、徳島刑務所長の回答によると、同年2月5日については、受刑者の面会の回数を「1日に1回」と制限しているところ、既に他の面会者が申立人との面会を実施しており、1日の規定の回数を超過していたため、その旨をYに説明したところ、Y自らが面会申請を取り下げたとのことである。

かかる「1日に1回」の制限の当否が問題となる余地はあるが、受刑者に対し、刑務作業、改善指導及び教科指導を中心とする矯正処遇を行い、その改善更生・社会復帰を図るという収容目的に照らすと、ある程度やむを得ないところであって、著しく不当な制限であるということは困難である。

そして、Yが刑務所側の説明を受けて面会申請を取下げたとの前記回答について、これを虚偽であるとするだけの根拠はなく、不合理な点も見出し難いことから、2月5日の面会が実施できなかったことについて人権侵害とまでは認定できない。

- (4) 次に、同年2月23日の面会について、徳島刑務所長の回答では、申立人とYとの関係が不明確であり、申立人からYとの関係に対する疎明がなされておらず、Yからも申立人との関係を示すような説明がなかったこと、法111条1項、2項における面会の相手方としての許可要件となる判断ができず、申立人との関係が判然としない面会の相手方との面会を許可した場合、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は申立人の矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがないとまで言えなかったことから、申立人との面会を不許可としたとされている。

しかし、監獄法のもとで、受刑者のその親族でない者との間の信書の発受について、最判平成18年3月23日（判例時報1929号37頁）は、「受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限って、これを制限することが許されるというべきであ」と判示している。

たしかに、信書の発受の場合と異なり、面会は、性質上、即時性が高く、面会の際の発言内容を刑務所側が事前に制限することが困難であるとも考えられる。

しかし、そもそも外部交通は、憲法上の表現の自由にもかかわる重要なものであって、外部交通が受刑者の改善更生や円滑な社会復帰に資すること（法110条）に照らすと、最高裁判決が示した前記の規範は、受刑者の親族でない

者との面会についても妥当すると解するべきであり、信書の発受であるか、あるいは、面会であるかの相違は、前記の規範そのものを異にするのではなく、例えば、過去の面会において問題が生じた面会者との関係では、前記蓋然性の認定を積極的に行うなど、具体的な事例におけるあてはめにおいて考慮すれば足りる。

また、最判平成3年7月9日（民集45巻6号1049頁）は、監獄法下の判断ではあるが、未決勾留により拘禁された者と14歳未満の者との接見の是非に関して、「未決勾留により拘禁された者は、（ア）逃亡又は罪証隠滅の防止という未決勾留の目的のために必要かつ合理的な範囲において身体の自由及びそれ以外の行為の自由に制限を受け、また、（イ）監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が認められる場合には、右の障害発生の防止のために必要な限度で身体の自由及びそれ以外の行為の自由に合理的な制限を受けるが、他方、（ウ）当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原則として一般市民としての自由を保障される」と判示しており、前記の最判平成18年3月23日のいう「放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限り」制限を認める考えを接見にも適用していた。さらに、前記の最判平成18年3月23日後に下された下級審判決では、同最判の基準が面会にも共通に適用されるものとする判断が複数明らかにされている（東京地判平成18年6月29日LLI/DB06132590、東京地判平成18年7月28日LLI/DB06133026。）。このうち、東京地判平成18年6月29日は、府中刑務所に収容されている受刑者とその内妻であると主張する者（ただし、内妻であるとは認められなかった）との信書の発受及び面会の許否が問題となった事案であるが、その判文中、「受刑者とその親族でない者との外部交通については、一般に、受刑者の性向、行状、当該親族でない者と受刑者との関係、発受される信書の内容などのほか、当該受刑者が収容されている施設内の管理、保安の状況なども含めた具体的事情の下で、これを許すことにより、施設内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があるかどうかという観点から、施設ごとに個別に許否の判断がなされるべきものである」とされている。

被収容者処遇法では、監獄法の規定が改められ、面会については法111条にて、1項において所定の者との面会は許すものとし、2項において、1条所定の者以外との面会については、「その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を

害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるとき」はこれを許すことができると規定され、所定の場合以外に発受を許すものとされる信書に関する規律（126条以下）と差異が生じている。

しかし、前記したように、最判平成3年7月9日や最判平成18年3月23日が、自由の制約として、放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限って制限を認めた点が、行刑改革により受刑者の人権を保障しようとする行刑改革会議の提言を受けた被収容者処遇法の制定により、変更されたものと考えべきではない。

したがって、法111条は前記最判の判示に沿って解釈されるべきである。

(5) 以上から、受刑者に対し、法111条1項に掲げる者（受刑者の親族等）以外の者から面会の申し出があった場合、刑事施設の長は、その面会の許否を自由に判断できるものではない。

法111条2項に定める、面会の申出があった者との「交友関係の維持等、その他面会することを必要とする事情」の存否については、面会が不当に制限されるような解釈は許されず、例えば、知人関係があるときは原則として交友関係の維持のため面会することを必要とする事情を認めるべきである。

また、法111条2項の「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」の有無の判断に際しては、面会を許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合を除き、同人との面会を許さなければならぬと解される。

(6) 本件についてみるに、徳島刑務所長の回答によると、申立人とYとの面会を不許可としたのは、つまるところ「申立人とYの関係が不明確」であるということに過ぎない。

申立人とYは、昭和50年来の友人で、知人関係の存在自体は面会の申出時に、申込書等により徳島刑務所にも明らかであったと合理的に考えられることから、それ以上に申立人とYの関係が明らかでないからといって、面会することを必要とする事情を認めないことは許されない。

また、申立人が徳島刑務所での服役中、平成21年2月から平成22年3月までの間、申立人とYとの信書発受は、合計20回にわたり許可されている（発信が9回、受信が11回）のであって、かかる信書の発受によって、刑務所内の規律秩序の維持、申立人の改善更生等の点において、重篤な問題が生じたと

はうかがえない。

したがって、面会を許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があるとはいえず、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実際に支障を生ずるおそれがない」と認めないことも許されない。

よって、本件においては、申立人とYの面会を許さなかった徳島刑務所長の判断は、受刑者との面会の許否に関する同刑務所長の合理的な裁量の範囲を逸脱していたというべきであって、法111条2項に違反し、申立人の人権を侵害したものと認められる。

2 信書の発受について

- (1) 受刑者の信書の発受について、法128条では、「刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。

ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない」と定めている。

- (2) 本件では、申立人が述べるとおり、平成20年12月2日、申立人よりZ宛て発信の願出があったが、担当刑務官からの説明の後、同信書が申立人に返戻されたこと、平成21年2月2日、再度、申立人よりZ宛て発信の願出があったが、不許可とされたこと、同年1月7日、申立人に来信のあった年賀状を、さらに、同年2月19日、申立人にあった来信をいずれも出所時交付とされたことが認められる。

- (3) この点、徳島刑務所長の回答によると、平成20年12月2日のZ宛て発信の願出については、申立人に対し、Zは信書の発受を禁止される人物に該当する可能性が高いこと、本件信書の内容は重要用務処理のための用件に該当しないなどと旨説明し、同信書を返戻したものであるという。

そして、その際、申立人から特段の苦情等はなされておらず、その後、申立人からZ宛ての発信の願出もなされていないとのことである。

思うに、前掲最判平成18年3月23日によると、法128条の規定に基づき、受刑者の親族以外の者との信書の発受を禁止することができるのは、当該信書発受を許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の

確保，受刑者の改善，更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限られると解される。

したがって，そのようながい然性があるとは認められる場合でないにもかかわらず，受刑者が親族以外の者に信書を発信しようとする際に，刑事施設の長がこれを事実上断念させるような指導・助言等をしてはならないというべきである。

本件についてみると，申立人が徳島刑務所での受刑中，平成18年9月から平成21年2月までの間，申立人とZとの信書発受は，合計26回にわたり許可されている（発信が16回，受信が10回）のであって，かかる信書の発受によって，刑務所内の規律秩序が害されたとか，申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生じたことをうかがわせる事情はない。

よって，申立人の信書をZに発出することにより，所内の規律秩序の維持，受刑者の改善，更生の点等において放置できない程度の障害が生じる相当のがい然性があるとは認められないというべきであるから，担当刑務官が申立人に対して「Zは（法128条にいう）信書の発受を禁止される人物に該当する可能性が高い」などと述べたことは，客観的に見れば，誤った説明であったというべきである。

たしかに，申立人がいったんはZ宛て発信を願出したものの，担当刑務官からの説明を受けて，任意にその願出を撤回したと考える余地もあるが，前記のとおり，担当刑務官の説明が客観的に誤ったものであったとすると，申立人がした撤回は任意のものとは言いがたい。

しかも，その後，申立人が高松矯正管区長に対し，前記の措置について取消し及び禁止処分の執行停止を求める審査の申請をしたことをみると，申立人に対しては，ある程度の強制の契機が働いたと解される。

以上より，申立人に対して信書発信の願出を撤回させた行為は，違法なものと評価しうるのであり，申立人の人権を侵害するものであったと認められる。

(4) 平成21年2月2日のZ宛て発信の願出を不許可としたことについて，徳島刑務所長の回答では，申立人とZが，申立人の本刑（窃盗，火炎瓶の使用等の処罰に関する法律違反，現住建造物等放火未遂，傷害，火薬類取締法違反，爆発物取締処罰違反事件）に係る共犯関係にあり，かつ，本刑時に同じ暴力団組織に加入していた事情があることから，この者と申立人の関係を維持させることは，申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれがあり，当該外部交通が，改善更生及び円滑な社会復帰に資するものとして認められなかったためである，とされている。

思うに、前掲最判平成18年3月23日によると、受刑者の親族以外の者との信書の発受については、当該信書発受を許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合を除き、当該発受を禁止してはならないと解される。

本件についてみると、前記のとおり、申立人とZとの信書発受は、多数回にわたり許可されており、これにより何らかの弊害があったことは具体的に明らかではない。

また、刑務所宛て照会では、信書の発信を不許可とした事情を、2回にわたって具体的に回答するよう求めたが、共犯者であることと同じ暴力団組織に加入していたことを指摘し、「矯正処遇の適切な実施に支障が生じるおそれがあり、当該外部交通が改善更生及び円滑な社会復帰に資するものとは認められないため」と、抽象的な回答に終始しており、受刑者の改善、更生の点で放置することができない程度の障害が生ずる相当のがい然性が明らかとまではいえない。

しかも、前記不許可とされた日より後の同年2月25日には、Z宛て信書の発信が許可されているというのであるから、なおさら前記2月2日の発信の願出を不許可とすべき必要性・合理性は見出せない。

よって、前記2月2日の発信の願出を不許可としたことは、徳島刑務所長の合理的な裁量の範囲を逸脱していたというべきであって、申立人の人権を侵害したものと認められる。

(5) 次に、平成21年1月7日の年賀状について、徳島刑務所長の回答によると、差出人が来信のあった時点において刑事施設に収容されている者であることなどの理由から、犯罪性のある者同士での関係維持のための外部交通を行わせることにより、申立人の矯正処遇の実施に支障を生じるおそれがあり、当該外部交通が、改善更生及び円滑な社会復帰に資するものと認められず、また、差出人からの来信の内容も、法128条但書に該当しなかったために出所時交付としたものである、と説明されている。

本件では、前記年賀状の差出人がWという者であり、同人が刑事施設に収容されている者であることは争いがない（差出人の住所の記載は大阪医療刑務所のものである。）。

しかし、一般に、現に刑事施設に収容されている者と信書のやり取りをすれば、どのような場合であっても、前掲最判がいう「所内の規律秩序の維持、受刑者の改善、更生の点等において放置できない程度の障害が生じる相当のがい

然性」が生じるわけではない。

しかも、申立人によると、申立人とWとは共犯関係にあるわけではないとのことであるし、前記年賀状には定型的なあいさつ文しかない（裏面に記載されているのは「新春を迎え謹んでお慶び申し上げます／平成21年元旦」という文言だけである）のであるから、かかる年賀状を申立人に来信時に交付したとしても、相当の「がい然性」をもって放置できない程度の障害が生じるとは思われない。

よって、前記年賀状を出所時交付としたことは、徳島刑務所長の合理的な裁量の範囲を逸脱していたというべきであって、申立人の人権を侵害したものと認められる。

- (6) さらに、平成21年2月19日の来信については、徳島刑務所長の回答によると、封筒に記載された氏名（「U」）と信書末尾に記載された名前（「V」）が同一でなかったことに加え、信書の内容は、前記の年賀状の差出人のことを大半に亘って記載しており、刑事施設に収容されている者と申立人との間での外部交通を仲介しているような内容であったことから、年賀状の差出人のことを仲介する内容の発信を行った者についても、申立人の矯正処遇の実施に支障を生ずるおそれがあり、当該外部交通が改善更生及び円滑な社会復帰に資するものと認められなかったためであり、また、差出人からの来信の内容も、法128条但書に該当しなかったためである、と説明されている。

しかし、申立人は、V（「U」名義を含む）とは多数回にわたり信書の発受を行ってきたものであるから、前記2月19日の来信をことさら不許可とする必然性は乏しい。

たしかに、外観上、封筒に記載された氏名と、信書末尾に記載された名前とが相違するという点があるものの、これをもって、前掲最判がいう「所内の規律秩序の維持、受刑者の改善、更生の点等において放置できない程度の障害が生じる相当の「がい然性」が認められるわけではない。

また、信書の内容を見ると、Wが大阪医療刑務所に服役し、肝硬変を患い、深刻な様子であること、Wは「何とか気力で生きのび申立人と一日も早く再会したい」旨をU宛ての手紙に書いてきたこと等が記載されているが、共通の知人の健康状態を報告する趣旨に過ぎず、これをもって、前記の「がい然性」が生じるとは認めがたい。

よって、前記信書を出所時交付とした行為には、徳島刑務所長の合理的な裁量の範囲を逸脱していたというべきであって、申立人の人権を侵害したものと認められる。

3 主食区分について

(1) 体重の推移と主食区分との関係

- ① 申立人が平成12年3月9日に徳島刑務所に入所した後、平成21年6月22日までの体重測定の結果及び主食区分の状況は、「当所収容受刑者Xの体重測定結果及び主食区分について」（平成21年6月22日付け）のとおりである。

さらに、その後、申立人の体重は、

平成21年 7月23日 62.3キログラム

平成22年 1月 8日 62.2キログラム

同年 4月30日 62.7キログラム

であり、主食区分については、平成21年2月11日以降、出所するまでの間、特C食であった。

- ② 上記の体重の推移と主食区分との関係を見ると、入所時の申立人の体重は84.1キログラムだったが、B食ないしC食が継続した後、平成14年5月8日には体重が66.6キログラムまで減少している（すなわち、約2年2か月の間に体重が約21%減少したこととなる。）。

その後は、A食が給与され、平成17年8月11日には74.3キログラムまで回復した。

その後、おおむね特A食が給与され、69から74キログラムの体重で推移してきたが、特Cないし特B食が給与された平成20年5月ころから、体重が減少した。

平成20年5月以降の記録上最も大幅な減少は、平成20年12月15日の68.2キログラムから平成21年3月16日の63.1キログラムの約5キロの減少である。この期間には、平成20年12月15日に主食区分はそのままに減塩食への変更が実施され、平成21年2月11日には特B食から特C食へ、減塩食から通常食への変更が実施されている。

平成21年7月から出所時直前までの間には62キログラム台にまでに至った（入所時と平成22年1月8日時点（記録上、最も体重が少ない））を比較すると、21.9キログラム、26.0%の減少である。

- ③ 前記のとおり、申立人の体重の推移は、申立人の主食区分が変更され、給与熱量が増減することとほぼ連動したものである。

(2) 適正な体重について

- ① 厚生労働省のホームページには、「日本肥満学会が決めた判定基準は、統計的にもっとも病気にかかりにくいBMI 22を標準にし、25以上を肥満

として、肥満度を4つの段階に分けています」とされ、「肥満度の判定基準
日本肥満学会2000）」として、

低体重(やせ)	18.5未満
普通体重	18.5以上25未満
肥満(1度)	25以上30未満
肥満(2度)	30以上35未満
肥満(3度)	35以上40未満
肥満(4度)	40以上

との各数値が記載されている。

また、『医学大辞典(第18版)』(南山堂)の「肥満症」の項には、「標準体重の計算法はいろいろ考案されているが、最も簡便な算出法は[身長(cm) - 100] × 0.9 (kg) である。」とされており、「るいそう(羸瘦)」の項によると、「《やせ》脂肪組織や筋の減少により、標準体重の10%以下に体重が減少した時をいう。」と定義されている。

- ② 申立人(身長180センチメートル)の体重を62.3キログラム(2009年7月23日の測定値)と見た場合のBMIは、19.22であり、厚生労働省のホームページ上での「肥満度判定基準によると、「普通体重」の範囲内であり、「低体重(やせ)」の範囲(18.5未満)には至っていない。

また、体重の減少は比較的長期間(入所後10キログラムの減少に約1年を要している)にわたるものである。

しかし、「BMI 19.22」は、「普通体重」の範囲のうちでも下限に近いものであること、徳島刑務所入所時のBMIが25.96であり、「肥満(1度)」の範囲(25以上)に属するものであったことからすると、申立人の体重の減少割合には著しいものがあるといわざるを得ない。ちなみに、BMI = 19.22をほかの身長にあてはめると、

身長165センチであれば、体重52.3キログラム

身長170センチであれば、体重55.5キログラム

身長175センチであれば、体重58.9キログラム

となる。

- ③ 一方、標準体重を[身長(cm) - 100] × 0.9 (kg) で計算した場合、申立人の標準体重は72キログラムあるから、64.8キログラム以下であれば、「るいそう(やせ)」に該当する。さらに、BMI = 22を標準体重と見た場合、申立人の標準体重は71.28キログラムあるから、64.1

5キログラム以下であれば、「るいそう（やせ）」に該当することとなる。

申立人の2009年7月23日の測定値は62.3キログラムあるから、いずれの場合であっても、『医学大辞典』が定義する「るいそう（やせ）」に該当する可能性がある。

- ④ 申立人の主張では、栄養失調状態であり、相当の空腹感があったというが、上記の一般的規範からも、あながち誇張であるとも言い切れない。

(3) 体重減少の原因等について

- ① このような体重の減少がもたらされた原因について、徳島刑務所長の回答によっても、申立人の場合、医療上の必要から体重を減少させる必要はなかったものである。

同所長は、入所の約2年後の平成14年5月28日に体重が68.3キログラムまでで減少したとき、「体重の減少傾向が認められたため、医師の判断に基づき主食をA食に変更した」と回答しており（添付資料1参照）、つまり、同所長は、この体重の減少が放置できないと考えて、主食区分を変更したものと合理的に考えられる。そして、平成20年12月15日時点では68.2キログラムになり、平成14年5月に医師の判断により主食区分を変更した時点の体重を割り込んだ数値を示しているにもかかわらず、平成21年2月11日には主食区分を特B食から特C食に変更している。

平成18年3月30日付け矯医第2085号矯正局長通達「被収容者に対する通常と異なる食事及び湯茶以外の飲料の支給について（通達）」によると、矯正施設の長は、「体位が著しく異なる者（身長180センチメートル以上の者など）」について、医師の判断を踏まえて、適宜、主食である米麦の熱量及び支給量を変更することができるとされている。

したがって、徳島刑務所は申立人に対する、平成20年3月13日以降の体重管理が適切に行われていなかった可能性がある。

- ② 一方で、特C食が支給されてからの体重の推移は、平成21年3月16日の63.1キログラムから、平成22年4月30日の62.7キログラムまで、概ね62～63キログラムを継続して推移しており、特C食の供給熱量は、申立人が更に体重を減少させるほど不足した熱量であったとまではいえない。62～63キログラムの体重時の申立人の消費熱量と、特C食の供給熱量は均衡していた可能性が高い。

また、平成20年5月以降の記録上最も大幅な減少は、平成20年12月15日の68.2キログラムから平成21年3月16日の63.1キログラムの約5キロの減少であるが、この期間には途中、減塩食への変更と、特B

食から特C食への変更が異なる時期に実施されており、体重減少の原因が必ずしも断定できない。

更に、平成14年5月28日に実施されたC食からA食への主食区分の変更時の体重68.3キログラムを割り込んだ状態でも、平成21年2月に主食区分の特B食から特C食への変更された点については、平成14年5月の変更が、2年前の入所時体重84.1キログラムから大幅な減少を示していた状況下で行われたものであるのに対して、平成21年2月の変更は、入所から8年以上が経過しており、申立人の体重が特B食でも68キログラム程度で安定していた状況下で実施されたものであるから、両者を単純に比較することは困難といえる。

したがって、徳島刑務所の、申立人に対する主食の給与に関する措置が、法56条に定める保健衛生及び医療の原則（「受刑者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずる」）に反するものであったとまでは断定できない。

4 指導票について

- (1) 申立人が主張するように、徳島刑務所において、処遇部門の職員が「指導票」と称しているもの（正確には「生活指導票」）が存している。

これは、法89条が定める優遇措置の評価を行うにあたっての資料となるべきものであって、受刑者の処遇をする担当職員が作成している。

- (2) 申立人は、指導票が実質的な「簡易懲罰決定書」であるなどと主張するが、懲罰として用いられているものでないことは明らかである。

たしかに、指定された優遇区分に応じて、発信や面会の回数、嗜好品の自弁購入の有無・回数等において、相当な差異が生じるのであり（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則54条）、当該受刑者にとっては、処遇上、大きな不利益を受けることもある。

また、指導表がこの優遇区分の評価の資料として利用されていることも認められる。

しかし、本件において、指導票が濫用的に使われているとか、あるいは、受刑者を不当に威嚇し、懲罰的に運用されているとの事情があるとまでは認められなかったことから、指導票の作成ないし運用について、申立人の人権を侵害するものであったとはいえない。

5 まとめ

以上より別紙勧告書記載のとおり勧告を行うことが相当である。

信書発受状況表

1 申立人と Y 氏との信書発受状況

	年 月 日	発受の別
1	平成21年 2月 3日	受信
2	平成21年 2月12日	受信
3	平成21年 2月17日	発信
4	平成21年 2月20日	受信
5	平成21年 2月22日	受信
6	平成21年 2月23日	受信
7	平成21年 2月25日	受信
8	平成21年 3月 3日	受信
9	平成21年 3月 4日	発信
10	平成21年 3月12日	発信
11	平成21年 3月16日	受信
12	平成21年 3月19日	発信
13	平成21年 3月21日	受信
14	平成21年 4月16日	発信
15	平成21年 6月19日	発信
16	平成21年 7月10日	発信
17	平成22年 1月27日	発信
18	平成22年 2月17日	受信
19	平成22年 3月 3日	発信
20	平成22年 3月23日	受信

2 申立人と Z 氏との信書発受状況

	年 月 日	発受の別
1	平成18年 9月25日	受信
2	平成18年10月 3日	発信
3	平成18年10月12日	受信

4	平成18年10月17日	発信
5	平成18年11月17日	受信
6	平成18年12月 7日	発信
7	平成18年12月29日	受信
8	平成19年 1月12日	発信
9	平成19年 4月11日	発信
10	平成19年 7月31日	受信
11	平成19年 8月 8日	発信
12	平成19年 9月28日	発信
13	平成20年 1月 3日	受信
14	平成20年 2月 8日	発信
15	平成20年 2月19日	受信
16	平成20年 3月20日	発信
17	平成20年 4月 3日	受信
18	平成20年 4月 9日	発信
19	平成20年 5月 8日	発信
20	平成20年 5月13日	発信
21	平成20年 5月14日	受信
22	平成20年 6月10日	発信
23	平成20年 9月 9日	発信
24	平成20年 9月18日	受信
25	平成20年10月 7日	発信
26	平成21年 2月25日	発信

3 申立人と U 氏との信書発受状況

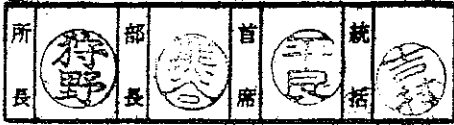
	年 月 日	発受の別
1	平成18年10月30日	受信
2	平成18年11月 6日	受信

3	平成18年11月 7日	発信
4	平成18年11月13日	受信
5	平成18年11月15日	受信
6	平成18年12月15日	受信
7	平成18年12月22日	受信
8	平成19年 1月26日	受信
9	平成19年 3月 6日	発信
10	平成19年 3月 9日	受信
11	平成19年 3月12日	受信
12	平成19年 3月20日	発信
13	平成19年 5月28日	受信
14	平成20年 1月 7日	受信

4 申立人と V 氏との信書発受状況

	年 月 日	発受の別
1	平成18年11月20日	受信
2	平成18年11月24日	受信
3	平成19年 1月17日	受信
4	平成19年 7月 2日	受信
5	平成19年 7月 9日	発信
6	平成19年 8月31日	受信
7	平成19年 9月13日	受信
8	平成19年 9月20日	発信
9	平成19年 9月28日	受信
10	平成19年10月 9日	受信
11	平成19年10月18日	発信
12	平成19年11月 1日	受信
13	平成19年12月 7日	発信

14	平成20年11月25日	受信
15	平成20年12月 2日	発信
16	平成21年 1月 1日	受信
17	平成21年 6月 4日	発信
18	平成21年 6月15日	受信
19	平成21年 8月10日	受信
20	平成21年 9月16日	発信
21	平成21年10月 9日	受信
22	平成21年10月14日	発信
23	平成21年10月23日	受信
24	平成22年 1月 4日	受信
25	平成22年 2月17日	発信
26	平成22年 2月22日	受信
27	平成22年 4月 8日	発信
28	平成22年 4月14日	発信
29	平成22年 4月21日	受信
30	平成22年 4月23日	発信



平成21年6月22日

徳島刑務所長 狩野 覚 殿

保健係長

当所収容受刑者 X の体重測定結果及び主食区分について

当職は、平成20年4月1日付けで当所医務課保健係長を命ぜられ、現在に至っておりますが、当所収容受刑者 X (以下「X」という。)が、当所に入所してから本日に至るまでの当所医務課診療時における体重測定結果及び主食区分の状況について、別紙のとおり報告いたします。

これは謄本である

平成21年7月23日

徳島地方裁判所

裁判所書記官 高見 恵



別紙

原告に対する診療時及び健康診断実施時における体重等については、下記表のとおりである。

年月日	体重 (kg)	主食区分	備考
H12.3.9	84.1	C食	入所時健康診断
H12.3.15	84.1	C食	
H12.4.21	84.0	B食 H12.3.29から第八工場に 配役され、B食となる。	
H12.9.1	77.5	C食 H12.8.30から昼夜独居拘 禁となりC食となる。	
H12.9.20	77.6	C食	
H12.12.27	78.5	C食	
H13.2.28	75.8	C食	健康診断
H13.4.25	72.1	C食	
H13.5.28	69.6	C食	健康診断
H13.8.1	69.9	C食	
H13.8.27	69.7	C食	健康診断
H13.11.28	68.8	C食	健康診断
H14.2.28	66.6	C食	健康診断
H14.5.8	66.6	C食	
H14.5.28	68.3	A食 H14.5.14から原告の身長 が180センチメートル(体 位の著しい者)であり、体重 の減少傾向が認められたた め、医師の判断に基づき主食 をA食に変更した。	健康診断

H14.6.18	68.8	A食	
H14.8.28	70.3	A食	健康診断
H14.11.27	71.1	A食	健康診断
H15.1.8	72.7	A食	
H15.2.26	71.3	A食	健康診断
H15.5.28	71.1	A食	健康診断
H15.10.23	73.9	A食 H15.8.28 から第二工場に 配役した。	
H15.12.4	74.5	A食	
H16.2.4	73.0	A食	健康診断
H16.4.21	72.5	A食	
H16.6.9	72.3	A食	
H16.8.9	72.4	A食	
H16.8.30	72.0	A食	健康診断
H16.10.4	72.8	A食	
H16.10.21	73.1	A食	
H16.10.25	74.3	A食	
H16.10.28	73.6	A食	
H16.12.3	73.1	A食	
H16.12.9	73.6	A食	
H17.1.5	74.7	A食 H17.1.5 から取り調べとな る。	
H17.1.6	75.0	A食	
H17.1.26	74.6	A食	
H17.2.15	74.8	A食	健康診断
H17.5.18	74.4	A食	健康診断

H17.7.14	73.5	A食	
H17.8.11	74.3	A食 H17.8.11 から第五工場に配役した。	
H17.8.18	73.2	特A食 H17.8.18 から，原告に対する主食の増量給与を中止した。同日，原告の身長が180cmであったため，特食給与の対象となる。	
H17.9.13	74.1	特C食 H17.8.18 から取り調べとなり，特C食となる。	
H17.9.28	73.0	特A食 H17.9.28 から第五工場に配役され，特A食となる。	
H17.10.11	74.2	特A食	
H17.11.15	74.3	特C食 H17.10.19 から取り調べとなり，特C食となる。	
H17.11.28	74.0	特A食 H17.11.28 から第五工場に配役され，特A食となる。	
H17.12.14	74.9	特A食	
H18.1.16	70.0	特A食	
H18.1.19	70.8	特A食	
H18.3.17	69.0	特A食	健康診断
H19.3.29	71.8	特A食	

H19.4.16	71.0	特A食	健康診断
H19.7.23	70.5	特A食	健康診断
H20.3.12	72.2	H19.12.29 から H20.1.29 まで調査, 懲罰のため特C 食, H20.1.30 から H21.3.5 まで第五工場配役され特A 食	懲罰前健康診断
H20.5.14	69.1	H20.3.13 から H20.4.21 ま で第四工場配役され特B食, H20.4.22 から H20.5.25 まで 反則容疑行為に係る調査及 び懲罰執行のため, 特C食	懲罰前健康診断
H20.9.22	68.4	特B食 H20.5.26 から H21.2.11 ま で特B食	
H20.12.15	68.2	特B食 同日の夕食から減塩食を 給与する。	
H21.3.16	63.1	特C食 H21.2.11 に調査となり特 C食を給与する。 同日の夕食から減塩食を 解除し, 通常食を給与する。	
H21.3.26	63.1	特C食	懲罰前健康診断
H21.5.20	62.9	特C食	